

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 63 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

COVID-19 に関する豪州の状況（アップデート）

各地で第 2 波が発生している新型コロナウイルス（COVID-19）ですが、豪州もその例外ではなく、ビクトリア州などの一部の地域では、感染が再拡大しています。

ビクトリア州では、2020 年 7 月 23 日からメルボルン中心部と感染者の多い一部の郊外の住民に対して外出時のマスク着用が義務付けられていましたが、8 月 3 日からは原則としてビクトリア州の 12 歳以上の全住民に対して外出時のマスク着用が義務付けられることとなり、違反した場合は 200 豪ドルの罰金が科されます。

他方で、ビクトリア州と、隣接するニューサウスウェールズ州以外の州では、依然として新規感染者があまり出ていない状況が続いています。豪州は連邦制であり、州に大きな自治権が認められているため、州ごとに独自の感染防止対策を講じることができます。特定の地域に 14 日以内に滞在した者が州内に入ることを禁止したり、州内に入った後、有料の 14 日間の自主隔離を義務付けたりするなど、州レベルでも感染拡大を食い止める政策が取られています。感染が抑制されている地域では、飲食店や集会などの人数制限は緩和され、在宅勤務からオフィス勤務に戻す会社も増えています。

昨今のコロナ危機を踏まえた、日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点について、4 分程度の短い日本語のご案内ムービーを作成いたしましたので、ご興味のある方は、こちらの[リンク](#)からご視聴ください。



その他の注目のトピック

給与補助政策の延長（労働法）

2020年4月に導入された、新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少した企業が従業員の雇用を継続できるようにするための給与補助政策「ジョブキーパー」は、2020年9月27日に終了する予定です。しかし、依然として新型コロナウイルスによる影響を受けているビジネスが少なくないことから、規模を縮小して、ジョブキーパー制度を2021年3月28日まで延長することが決定されました。

延長された6ヶ月のうち、2020年9月29日から2021年1月3日までの期間は、通常の勤務時間が週20時間以上である従業員については、一人当たり2週間で1,200豪ドル、20時間未満の従業員については、一人当たり2週間で750豪ドルの補助金が会社に給付されます。

2021年1月4日から3月28日までの期間は、補助金が減額され、通常の勤務時間が週20時間以上である従業員について、一人当たり2週間で1,000豪ドル、20時間未満の従業員について、一人当たり2週間で650豪ドルとなります。

本稿では、本制度の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

取締役特定番号の導入（会社法）

オーストラリアでは、取締役特定番号（Director Identification Number）の制度が導入されます。取締役特定番号とは、オーストラリアの会社取締役の一人一人に割り当てられる個別の番号を言い、一度付与された取締役特定番号は、取締役退任後も存続し、その取締役にとって生涯変わるとの固有の番号となります。オーストラリアの取締役になる者（海外居住者を含みます）は、選任後一定期間まで（原則として28日以内）に、取締役特定番号を申請する必要があります。また、本制度の施行時点で既に取締役の地位にある者も、一定期間以内に取締役特定番号を申請する必要があります。

取締役特定番号を申請する際は、登録申請情報が正しいこと裏付けるため、パスポートなどの個人識別情報をあわせて提示する必要があります。本制度の施行時期はまだ確定していませんが、早ければ2021年前半にも開始される可能性があります。

本稿では、本制度の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

NSW 州による新たな建築関連法の制定（不動産法）

ニューサウスウェールズ州政府は、2020年6月10日、設計・建築士法（Design and Building Practitioners Act）と居住用建物建築法（Residential Apartment Buildings (Compliance and Enforcement Powers) Act）を制定し、ディベロッパーや建築士など、建設業に従事する関係者に対する責任を強化しました。設計・建築士法のうち、一部の規定は既に施行されていますが、登録・証明制度については、2021年7月1日から施行されます。また、居住用建物建築法は、2020年9月1日から施行される予定です。

設計・建築士法では、建物建設に関わる者に対して、建物自体や建設作業によって生じた欠陥により経済的な損失が発生することを避ける合理的な注意義務を課しています。その他、建築士や技術者といった特別な技能を有する者の登録制度や登録された建築士による法令を遵守したデザインであることを宣誓する制度等が設けられます。また、居住用建物建築法では、居住用建物に「重度の欠陥」（serious defects）があった場合に、行政に是正命令を出す権限を与える仕組みが導入されます。

本稿では本法の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

今後のセミナー等の予定

豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。代替日が決まりましたら、改めてご案内いたします。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、11月下旬まで延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題（2020年6月2日、オンライン）

加納弁護士と鈴木弁護士が、2020年6月2日に、「豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題」をテーマに講演（クレイトン・ユッツ法律事務所、ブリスベン日本商工会議所、クイーンズランド州政府駐日事務所の共催）を行いました。外国投資規制の一時的な改正、支払不能状態にある会社の取締役の責任、及びそのような会社に対する債権回収時に留意すべき点について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年5月29日、オンライン）

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

居住用不動産開発プロジェクトの参画案件のサポート（2020）

2020年7月27日、弊所のジャパン・プラクティス・グループがリーガルアドバイザーとして関与した、日系企業による居住用不動産「One Sydney Harbour」の開発プロジェクトへの参画案件が Lawyers Weekly で紹介されました。同記事は、こちらの[リンク](#)からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



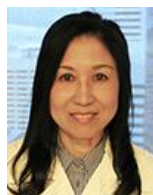
シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤル 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com